### 新型コロナウイルス等感染症対策 特 別 委 員 会 資 料

### 令和2年10月27日(火)

福祉保健部 病 院 局 教育委員会

### 目 次

[ł	<b>福祉保健部</b> 】	頁
Ι	新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について ・・・・・	1
	<b>教育委員会</b> 】	
${\rm I\hspace{1em}I}$	県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について ・・・・	25

### I 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について

福祉保健部

### 国及び本県の主な対応状況

	<b>久い千米の工なが心がが</b>		1
月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応 本部会議・感染対策等
1月 30	国が新型コロナウイルス感染症対 策本部を設置		
31	WHOが「緊急事態宣言」		
2月			・新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第1回)の開催
5			・帰国者・接触者相談センターと同外来の設置
13	国が緊急対応策を公表		
21			・帰国者・接触者相談センターの24時間体制を構築
25	国が新型コロナウイルス感染症対 策の基本方針を公表		
28	内閣総理大臣が小中高等学校等に おける全国一斉臨時休業を要請		・県立学校に対して「3月2日より当面、臨時休業とする」通知を発出 ・県内の小中高等学校等における一斉臨時休業(3/2~)を通知
3月			・本部会議(第2回)の開催 (県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針等を決定)
3			・本部会議(第3回)の開催
4		1例目	(1例目の発生に伴う対応方針等を決定)
10	国が緊急対応策(第2弾)を公表		
13	国が新型インフルエンザ等対策特 別措置法を改正		・本部会議(第4回)の開催 (国の緊急対応策(第2弾)を踏まえた県の今後の対応等について協議) ・知事メッセージ発出 (手洗い、咳エチケット、3密を避けるよう要請、「みんなで宮崎を 元気にする行動プラン」)
16			・県立学校に対して「県立学校の春休み期間中の対応を、当面、臨時 休業期間中と同様の対応とする」通知を発出
17		2~3例目	
19	国の専門家会議が「状況分析・提 言」を公表		
23			・本部会議(第5回)の開催 (県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針(改訂案)の 決定等) ・県衛生環境研究所の1日のPCR検査可能数が72件(従来は24件) に増加
24	文部科学省から小中高等学校等に おける教育活動再開等に係る通知		
26	国が新型インフルエンザ等対策特 別措置法に基づく新型コロナウイ ルス感染症対策本部を設置		・本部会議(第6回)の開催 ・1日のPCR検査可能数が96件に増加 (県72件+宮崎市24件) ・「全ての県立学校の教育活動を4月1日から再開する」通知を発出
27			・補正予算専決処分(生活福祉資金貸付金等)
28	国が基本的対処方針を公表		
4月 1	国の専門家会議が「状況分析・提 言」を公表		・就職や進学等で感染拡大地域に転出される方を対象に、感染防止対 策の徹底について注意喚起(県庁HP掲載)

	日の社内体	県内の	県の主な対応
月日	国の対応等	感染状況	本部会議・感染対策等
2			・知事メッセージ発出 (4月を「感染拡大防止強化月間」と位置づけ、東京や大阪など感染 拡大地域への不要不急の往来自粛等を要請)
3		4~7例目	
4		8例目	
5		9~10例目	
6		11例目	・新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置 ・「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について (宮崎市内の感染拡大の状況を踏まえた)」通知を発出
7	・国が特措法に基づく「緊急事態 宣言」を7都府県に発令 ・国が「新型コロナウイルス感染 症緊急経済対策」を決定	12例目	<ul><li>・知事メッセージ発出</li><li>(緊急事態宣言対象地域への往来自粛、対象地域滞在者に外出自粛、 毎日の体温測定等を要請)</li></ul>
8		13~16例目	・本部会議(第7回)の開催 (宮崎市内での入院病床の追加25床と軽症者の宿泊療養施設を確保) ・JR駅等に緊急のお願いポスター掲載 (対象地域への往来自粛等) ・新型コロナウイルス感染症対策調整本部事務局を設置
11	・国が基本的対処方針を変更(宣言対象外の道府県に対し、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請)	17例目	・知事メッセージ発出 (繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請)
16	国が特措法に基づく「緊急事態宣 言」における対象拡大を発表		
17			・本部会議(第8回)の開催 ・知事メッセージ発出 (緊急事態宣言を受けた県外との往来や外出の自粛、県立学校の臨時 休業、みんなで宮崎を元気にする行動プラン改定等) ・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス 感染症対策の対応について」通知を発出
24			・パチンコ店などの遊技施設や、スナック、バーなどの遊興施設に 対して4/25から5/6までの休業を要請 ・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第2回)の開催
27			・本部会議(第9回)の開催
30			・4月臨時議会にて補正予算議決 (PCR検査体制の強化、感染者の受け入れ病床確保、軽症者宿泊施設 確保、医療資機材の整備等)
5月	国が特措法に基づく「緊急事態宣		・本部会議(第10回)の開催
4	言」を5/31まで延長を決定		(休業要請を5/10まで延長することを決定)
11			・休業要請対象施設において、強い警戒態勢の下での対応を開始
14	国が特措法に基づく「緊急事態措 置」の対象地域から39県を解除		・本部会議(第11回)の開催 (緊急事態宣言解除を受けた対応について決定) ・知事メッセージ発出(緊急事態宣言解除の考え方、新しい生活様式、経済対策等) ・宮崎市保健所の1日のPCR検査可能件数が48件(従来は24件) となり、全体で120件に増加
15			・補正予算専決処分(「新しい生活様式」普及・定着事業等)
	国が特措法に基づく「緊急事態措 置」の対象地域から関西地方2府1 県を解除		

月日	国の社内等	県内の	県の主な対応
ЯП	国の対応等	感染状況	本部会議・感染対策等
25	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から5都道県を解除 し、全都道府県での宣言解除を決定		
26			・本部会議(第12回)の開催 (全都道府県での緊急事態宣言解除を受けた対応について決定) ・県衛生環境研究所の1日のPCR検査可能数が120件 (従来は72件)となり、全体で168件に増加
27			・知事メッセージ発出(緊急事態宣言の全面解除の考え方、 新しい生活様式、経済対策等)
6月			・都城健康サービスセンターで保健診療により14件のPCR検査が可能
1			になり、全体で182件に増加
3			・知事メッセージ発出 (経済対応方針 、6月補正予算案 )
5			・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第3回)の開催
17			・知事メッセージ発出 (イベント開催・外出自粛緩和について)
24			・6月議会にて補正予算議決(新型コロナウイルス感染症対応従事者 等慰労金、院内感染防止対策 等)
7月	国が新型コロナウイルス感染症対		・本部会議(第13回)の開催
3	策分科会を設置		(警報レベルの新設について)
5		18例目	・鹿児島県、東京都等を感染流行地域として表示
10			・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第4回)の開催
12		19~20例目	
14			・本部会議(第14回)の開催 (今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備に ついて)
16			・関西2府4県を感染注意地域として表示
22		21~23例目	・7月臨時議会にて補正予算議決(介護・障がい福祉サービス事業所 等感染対策支援、医療従事者への特別手当支援等)
23 ~		24~36例目	
25		37~62例目	・本部会議(第15回)の開催 (警報レベルを2に引き上げ) ・愛知県、岐阜県、三重県を感染流行地域として表示 ・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対 策の対応について(7月25日時点)」通知を発出 (西都・児湯圏域の県立学校における対応を通知)
26		63~67例目	・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第5回)の開催 ・本部会議(第16回)の開催 警戒レベルを3に引き上げ(感染拡大緊急警報の発令、 県の対策 パッケージ決定)
27		68~85例目	・西都市・児湯郡圏域の接待を伴う飲食店 に対して休業、 その他の飲食店に対して時間短縮営業を要請(7/28~8/16)
28		86~104例目	・感染拡大緊急警報発令中のチラシを空港等で到着者全員に配布開始
29		105~121例目	・補正予算専決処分(休業要請等に伴う協力金等の支援)

80	日の社内等	県内の	県の主な対応
月日	国の対応等	感染状況	本部会議・感染対策等
30		122~141例目	・本部会議(第17回)の開催 (県内全域の休業要請等、「新型コロナウイルス対策特命チーム」の 設置) ・接待を伴う飲食店 に対して休業、その他の飲食店に対して時間短縮 営業を要請(8/1~8/16) ・県境をまたぐ不要不急の往来自粛を要請(~8/31)
31		142~157例目	
8月		158~176例目	・知事メッセージ発出 (知事部局職員の新型コロナ感染について)
2		177~195例目	・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症 対策の対応について(8月2日時点)」通知を発出 (延岡市・西臼杵郡圏域の県立学校における対応を通知)
3		196~207例目	・知事メッセージ発出 (感染状況・休業要請等今後の対応について) ・県庁HPに掲載した人権への配慮を呼びかける記事に、差別防止を 呼びかける啓発チラシを追加掲載し、関係者に活用を依頼
4		208~214例目	・補正予算専決処分(休業要請等に伴う協力金等の支援)
5 ~ 9		215~261例目	
10		262~263例目	・知事メッセージ発出 (夏休み・お盆の帰省について)
11 ~ 16		264~294例目	
17		295~299例目	・8/1〜8/16までの休業要請等の解除 ・県・市町村と飲食業関係団体とのガイドライン遵守に関する共同宣 言署名式を開催
18 ~		300~330例目	
20 21		331~338例目	・石川県を感染流行地域として表示
22 ~		339~358例目	
31		359例目	・感染症対策本部会議(第18回)及び感染症緊急経済対策本部会議 (第4回)合同会議 (感染拡大緊急警報の解除、警報レベルを2に引き下げ、県境を またぐ不要不急の往来自粛の解除、これまでの経済対策の進捗状況 及び今後の取組) ・群馬県、埼玉県、千葉県、富山県、福井県、滋賀県、奈良県、 兵庫県、徳島県、山口県、佐賀県を感染注意地域として表示
9月 1			・県内一斉ガイドライン点検の日
4		360例目	
11		361例目	
12		362~363例目	

月日	国の対応等	県内の	県の主な対応
70	国の対心寺	感染状況	本部会議・感染対策等
13		364例目	・知事メッセージ発出
			(警報レベルを1に引き下げ)
14		365例目	
18			・群馬県を感染流行地域として表示
			・栃木県、愛知県を感染注意地域として表示
			・9月議会にて補正予算議決(衛生環境研究所感染症対策整備、
25			青少年自然の家感染症対策事業等)
			・沖縄県を感染流行地域として表示
29			・知事メッセージ発出
29			(警報レベルの移行等について)
10月			・県内一斉ガイドライン点検の日
1			・泉内一斉ガイトライン息使のロ
2			・神奈川県を感染流行地域として表示
2			・埼玉県、愛知県、広島県を感染注意地域として表示
			・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第6回)の開催
9			・北海道、熊本県を感染注意地域として表示
13		366例目	
			・本部会議(第19回)の開催
			(新型コロナへの対応~事実上の第2波への対応まとめ~
14			季節性インフルエンザ流行期への備えた発熱患者への外来診療・
			検査体制整備等について)
			・警報レベルを1に引き上げ
16			・福島県、京都府を感染注意地域として表示
			・県、宮崎市及び宮崎市郡医師会の三者による「新型コロナウイルス
			感染症対策に係る協力協定」を締結
20			(宮崎市郡医師会病院旧施設の活用、宿泊療養施設への支援につい
			て協定)

### 本県における相談・検査状況

(単位:件)

					(単位・件)
相談件数	<b>一般相談</b>	帰国者・接触者 相談センター	検査件数	陽性件数	陰性件数
42,593	11,765	30,828	8,725	346	8,379

<sup>※</sup>令和2年2月5日~10月19日までの件数(宮崎市保健所分を含む)

<sup>※</sup>上記以外:保険適用検査陽性20件(2月5日~10月19日)

### 新型コロナへの対応

~事実上の第2波への対応まとめ(概要)~

### 令和 2 年 1 0 月 1 4 日 宮 崎 県

宮崎県における新型コロナへの対応については、取組ごとの検証や対応策の検討が進められているが、この資料は、それら全体を俯瞰した形で総括し、分析と対応、今後の方向性をまとめることで、今後の対応に活かすことを目的とするものである。

### 1 感染状況の分析

- 1. 事実上の第2波である7月22日からの感染については、**県外との往来等**により入ってきたと思われる新型コロナウイルスが、**会食や家庭、職場等**(感染別要因はデータ編参照)を通じて県内で**急拡大**。
- 2. 接待を伴う飲食店や高齢者施設でのクラスターも発生し、都道府県別の人口10万人あたりの直近1週間の感染者数が一時、全国で6位になる(最高値12.02人。 感染者は345名(※)、死者1名、重症者4名。ピーク時最大101名/日が入院、54名/日が施設療養)。
  - ※7月22日(21例目)~9月14日(365例目)までの合計数。本県累計は365名
- 3. この深刻な影響は、医療・福祉分野はもとより、飲食・観光をはじめとする経済分野など、様々な分野に及ぶ。
- 4. ただし、感染者は無症状・軽症者が多数であり、重症者や死者は比較的少なかった (無症状・軽症・中等症 | の率:89.2%、中等症 | 率:10.7%、重症化 (呼吸器装着、ICU対応等)率1.1%、致死率:0.2%)。 (注) 率は切り捨ての関係で100%とならない。
- 5. これは、積極的疫学調査、徹底した検査、医療体制の整備・提供、感染拡大緊急 警報の発令に伴う対応(休業や外出自粛等の要請)への県民の協力などによるもの と考えられる。

【凡例】○:取組(特記)、△:課題、⇒:対応

2 検証①-	2 【検査・医療提供・保健所等体制等について	۲]
自)目	取組と課題、分析・評価	今後の方向性
保健所等 (県福祉保健行政)の 対応力強化	①保健所の積極的疫学調査・健康観察 △クラスター発生時など保健所の業務負担が集中 ⇒保健所へ延べ約240名の応援派遣(最大約30名/日) ○HER-SYS活用による情報管理 ②業務の外部委託、市町村や県出先機関等による協力 ○検体搬送や電話相談の外部委託 ○宿泊療養施設への市町村職員の応援(2施設、延べ125名) △高泊療養施設への市町村職員の応援(2施設、延べ125名) →県庁内特命チームの設置、市町村保健師の協力体制構築 (を結署名簿約80名)	・クラスター発生時など業務集中時における保健所業務体制(応援態勢含む)の整理・関係機関派遣職員(DMAT、感染管理認定看護師(ICN))等との連携強化・リスト化した市町村保健師との連携・県健康増進課感染症対策室に「新型コロナウイルス対策担当」を新設
2 検証②【	【感染症や感染者に関する情報の発信・共有について	[2110
項目	取組と課題、分析・評価	今後の方向性
市町村との連携・情報共有	○市町村との情報共有が不十分 ⇒市町村保健担当部局との総合連絡調整窓口 ⇒県と市町村の「コロナ特命ホットライン」設置 ⇒市町村からの各種質問に関するQ&A作成・全市町村と共有 ⇒WEB会議システムの活用 ⇒感染者本人が生活支援を求める場合の情報共有化	・ホットラインの継続 ・市町村との毎日の情報共有と質問受付の 継続、Q&Aの適宜更新 ・市町村が求める情報の整理とその情報の 取扱いについて考え方共有 ・災害時の避難施設対応等
県民に向けた情報発信 (1977年)	日日跟女コ県感流等認:生ごナナなでロ公染行にア活った。	・データで見る宮崎県の感染情報や新型コロナ知っておきたい基礎知識の発信の継続、適宜更新・デマや誹謗中傷等を防ぐ啓発・相談対応・水際対策徹底のための、空港などにおける感染再拡大時の情報発信強化・接触確認アプリ(COCOA)普及促進・理なる広報の充実(マスク着用等の徹底)
	○ナレビCM、新聞広告寺による周知	

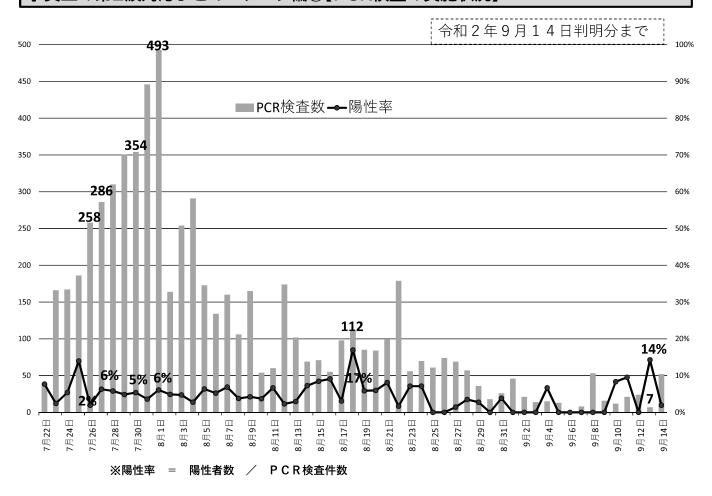
【凡例】○:取組(特記)、△:課題、⇒:対応

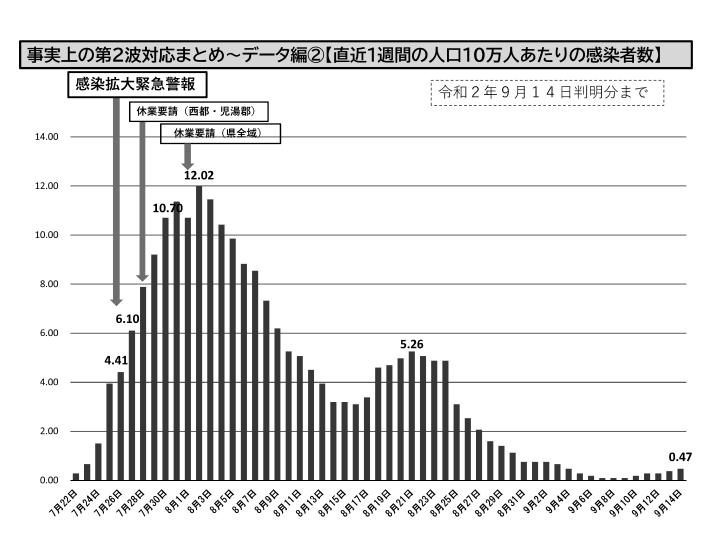
## クラスター等対応)について】 検証③ 【感染急拡大時の対応 (行動要請等、 ~

	ш	
項目	取組と課題、分析・評価	今後の方向性
感染拡大緊急警報、行動要請等 の対策パッケージ	①飲食店等への休業・営業時間短縮要請 ○西都児湯7/28~、全県8/1~16 ○協力事業者に対し協力金等支給 △時短営業時間を1~2時間程度延長を求める声もあり	・第3波に向けた営業自粛等要請のあ り方の検討 ・補償的性格を持つ休業要請等協力金 の制度化を国へ要望
	②外出自粛要請等 ○赤圏域における外出自粛(西都児湯、延岡西臼杵) ○警報発令に伴う不要不急の県外往来自粛 (警報発令後2週間弱で感染者が減少(一定の効果あり))	・感染症法上の指定区分が変更された場合への対応検討
	③ガイドライン遵守対策 ○休業要請後に飲食関連業界と県・市町村によるガイドライ ン遵守に係る共同宣言(8/17) ○ガイドライン実践に係る普及啓発活動(利用客名簿の作成 が感染拡大防止に貢献した事例等の周知)	・関係団体等、市町村と連携したガイドライン遵守対策の実効性の向上
クラスター等発 生への対応	ラスター 触者の捕捉と衛 る助言・支援 所に殺到した問 応 の応援派遣 [再	・施設内での感染対策の強化 ・電話相談体制や臨時検体採取所等、 緊急時への備えを強化 ・ガイドライン遵守対策推進 [再掲] ・保健所の対応力強化 [再掲] ・接触確認アプリ (COCOA)の 普及促進 [再掲]
	②高齢者、障がい者施設等でのクラスター等 ○DMATなどの医師・感染管理看護師等の派遣(施設内療養を行うためのゾーニングや感染対策) △施設内でサービスを提供する職員の不足が顕在化し、応援職員の確保に苦慮 ⇒感染した入所者を医師が診断し、必要な方を順次入院	・介護人材等の応援派遣の仕組みづく り(名簿作成・研修の実施等) ・ケアが必要な方の入院体制強化[再 掲]

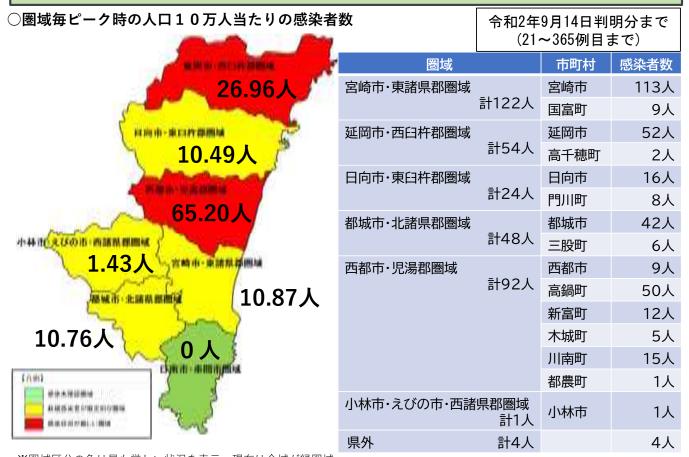
【凡例】○:取組(特記)、△:課題、⇒:対応

### 事実上の第2波対応まとめ~データ編①【PCR検査の実施状況】

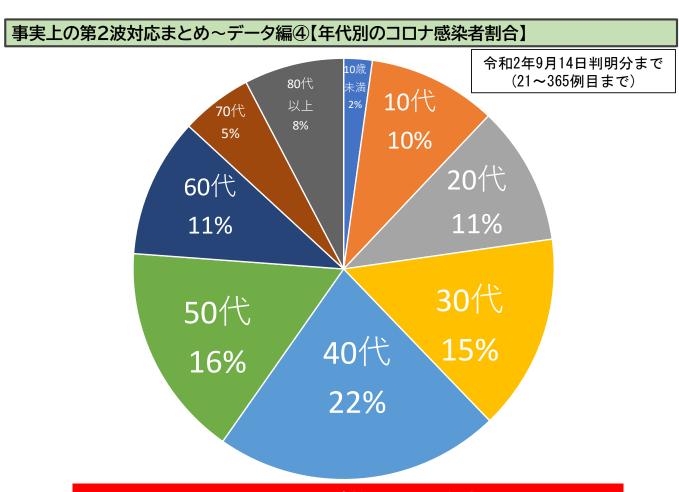




### 事実上の第2波対応まとめ~データ編③【コロナ感染者の分布】



※圏域区分の色は最も厳しい状況を表示。現在は全域が緑圏域

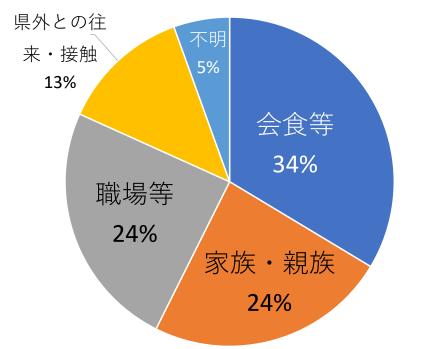


20代から50代が約2/3を占める。

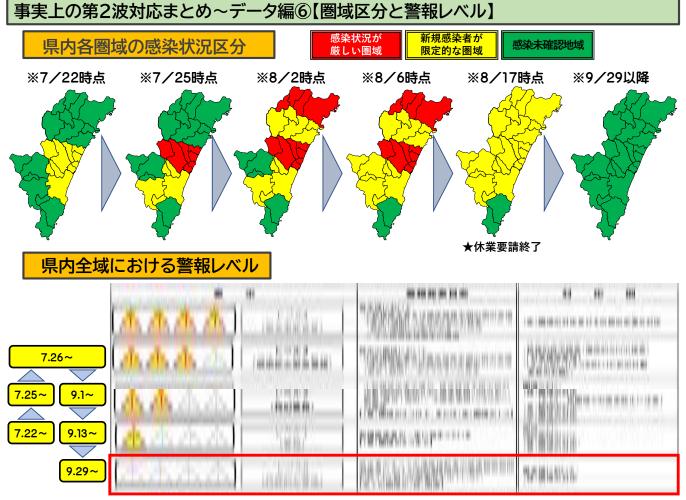
### 事実上の第2波対応まとめ~データ編⑤【コロナ感染別要因】

分類	件数
会食等	1 1 6
家族・親族	8 2
職場等	8 4
県外との往来・接触	4 4
不明	1 9
合計	3 4 5

令和2年9月14日判明分まで (21~365例目まで)



■会食等 ■家族・親族 ■職場等 ■県外との往来・接触 ■不明

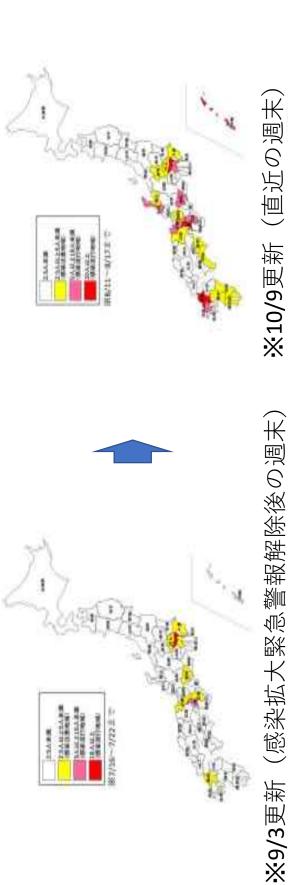


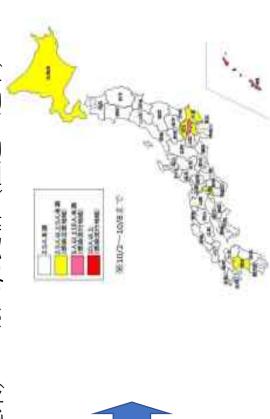
# 事実上の第2波対応まとめ~データ編①【感染流行地域・感染注意地域】

対象とな 感染流行地域及び感染注意地域を県の対応方針において定義するとともに、 る地域がわかりやすく伝わるよう日本地図で表示(毎週金曜日更新)

※7/22時点(事実上の第2波開始時)

※8/17時点 (休業要請終了の翌日)





2 55 230床 53 資料 入院者数123人以上 (即応病床数の半数) 宿泊療養施設 250室 20 フェーズ3 うち重症33床 即応病床数 246床 45 123床 4 宿泊療養施設 150室 病床・宿泊療養施設の確保計画 新規感染者数2.5人/10万人以上 うち重症21床 フェーズ2 即応病床数 220床 35 (週28人以上) 23床 30 ■療養患者数 (3日目要請) ■入院患者数(3日目要請) 25 20 即応病床数 161床 うち重症21床 フェーズ 1 ----療養患者数(1日目要請) 15 ----入院患者数(1日目要請) 10 2

55

0

20

入院病床

250

200

150

100

新型コロナウイルス感染症患者入院病床

		当初	5月25日現在	10月9日現在	圏域計
宮崎東諸県	感染症指定医療機関	7	7	7	103
	協力医療機関等	0	84	96	
日南串間	感染症指定医療機関	4	4	4	10
	協力医療機関等	0	6	6	
都城北諸県	感染症指定医療機関	4	4	4	46
	協力医療機関等	0	32	42	
西 諸	感染症指定医療機関	4	4	4	16
	協力医療機関等	0	12	12	
西都児湯	感染症指定医療機関	4	4	4	13
	協力医療機関等	0	17	9	
日向入郷	感染症指定医療機関	4	4	4	18
	協力医療機関等	0	14	14	
延岡西臼杵	感染症指定医療機関	4	4	4	40
	協力医療機関等	0	8	36	
合計		31	204	246	246

<sup>※</sup>入院病床数については、診療等の状況により変動する可能性がある。

<sup>※</sup>各圏域の病床数を超える患者が発生した場合は他の圏域で受け入れる。

### 新型コロナウイルス感染症の感染症法における入院の勧告措置について

健康増進課

### 1 現行

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため必要があるときは、患者等を 入院させることができる(感染症法第19条・20条)。

現状、新型コロナウイルス感染症の無症状や軽症の方で、重症化リスクのある者に当たらず、入院の必要がないと医師が判断した場合には、宿泊療養又は自宅療養を行うことができる(4月2日事務連絡)

### 2 政令・省令の改正の趣旨

これまでの知見等を踏まえつつ、季節性インフルエンザの流行期も見据え、重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトしていく観点から、入院勧告・措置の対象の明確化を図る。

※無症状や軽症で入院の必要がないと判断された者も、引き続き、まん延防止のため、宿泊療養(適切な者は自宅療養)を求めることとする。

### 3 改正の内容(概要)

感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、以下(1)及び(2)の対象に限定する。

- (1) 65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者 (省令で定める者)
  - ① 腎臓疾 患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧圧症、肥満その他の事由により臓器 等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
  - ② 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
  - ③ 妊婦
  - ④ 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの
  - ⑤ 新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると 認める者
  - ⑥ 上記に掲げる者のほか、都道府県知事が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する ため入院させる必要があると認める者
- (2) (1) 以外の者であって、当該感染症のまん延を防止するため必要な事項と して厚生労働省令で定める事項を守ることに同意しない者
  - ① 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること
  - ② 指定された期間、指定された場所から外出しないこと
  - ③ 上記①及び②に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要な事項

### 4 公布日及び施行期日

・公布日:令和2年10月14日・施行期日:令和2年10月24日

# 新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針(概要)

### [基本的な考え方]

- 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」(令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえ、以下の 対応を都道府県に要請。
  - クラスターの発生など地域の感染水大Rを踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合には、地域の関係者を幅広へ検査
- ② 感染拡大地域等において、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする一斉・定期的な検査の実施
- 診・検体採取、検査までの一連のプロセスを通じた対応について、都道府県においてビーク時の検査需要を踏まえた検体採取対応力、 その上で、次のインフルエンザ流行に備え、例年のインフルエンザの流行期と同程度発熱患者等が増加することを想定し、相談から受 <u> 検査(分析)能力等の設定(検査体制整備計画の策定)を行い、必要な対策を実施。</u>

## [検査需要の把握]

- ①新型コロナウイルス感染症固有の検査需要②インフルエンザの流行に伴う発熱患者等の検査需要(※)を合計してピーク時の検査 需要の見通しを作成。
- インフルエンザの流行ピーク週の検査需要(インフルエンザ年間検査数の1割程度と想定)を診療日(5~6日)で除して、ピーク時の検査需要を見込む

## [検査体制の点検と対策]

- ピーク時における検体採取体制及び検査(分析)体制については、
- 新型コロナウイルス感染症固有の検査需要を少なくとも1割程度上回る能力(※)
  - ② インフルエンザの流行に伴う発熱患者等の検査需要に対応する能力

※ 検査体制を最大限稼働することを前提として、検査に関する広域的な連携体制を構築するとともに、地域の感染状況を踏まえた幅広い検査や院内・施 設内対策の強化、感染拡大時の検査需要の変動。市区町村における一定の高齢者等の希望による検査等も勘案して設定 をあわせて確保するよう要請。

### [相談体制]

- ★かかつけ医等の地域で身近な医療機関での 相談体制の確保
- ・受診・相談センターの体制維持・確保

### (福西斯)

- ・発熱患者等の相談に対応するかかりつけ医等の地域で登近な医療機関の数
- ・受診・相談センターの電話回模数・電話応答率 ・相談から検査まで及び相談から結果判明までの日数

### 《指標》 ·發体買取対応力(件/日)

・レーンの植設・開設時間・日数等の拡大

▼検査センターの対応力の強化

期の難ば

## [検査(分析)体制]

★ インフルエン灯流行即における発熱患者への抗原キットの活用

・インフルエンが指行デーク語の観覧的な指大体

/ 診療・検査医療機関の指定

極存採取体制

- ・検査キットの構作機器や構造対域の実施を持備を使っている。
- ・ 抗原定量検査・P C R 検査の活用 ・検査機器等の導入支援による検査能力拡大
- (指標) ・複雑雑国・複雑手法ご2の複雑(分析)能力(件/日)

### 宮崎県における診療・検査医療機関の整備方針について

### 1. 基本的な考え方

例年、季節性インフルエンザの流行には多数の発熱患者が発生しており、今年度 も同程度の発熱患者が発生することを想定して、新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザの同時流行を鑑みた診療・検査体制の整備が必要である。

国においては、発熱患者等の診療又は検査可能な医療機関を都道府県において、「診療・検査医療機関(名称については、各都道府県で設定できる。)」と指定することとし、本県においては、特定の医療機関へ発熱患者が集中することによる医療体制の混乱を避けるため、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関のできる限り多数を、「診療・検査医療機関」に指定することを目指す。

### 2 「診療・検査医療機関」の指定について

(1) 指定する医療機関 宮崎県に所在する医療機関で、診療・検査を行う医療機関が該当する。

### (2) 施設要件

- ア 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、 可能な限り動線が分けられていること。 (駐車場等での採取は可能)
- イ 必要な検査体制が確保されていること(検査(検体採取)を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること)。
- ウ 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
- エ 検査を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」(令和2年3月4日付け健感発 0304 第 5 号)に基づき、宮崎県又は宮崎市と行政検査の委託契約を締結していること。(とりまとめ団体への委任状提出でも可。)
- オ 発熱外来交付要綱4(1)のただし書きに該当する場合(自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合)は、院内掲示を行う等、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

### (3)機能要件

ア 原則、他院や受診・相談センターから案内を受けた患者を受け入れ可能な医療機関においては、他院や受診・相談センターからの要請があった場合、又は 患者から相談があった場合は、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。 イ 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを 受け入れる場合は、診療・ 検査医療機関の管理者(代理の者)は、かかりつ けの患者に対して、院内掲示を行う等により、予め自院での受入れ対象患者や 対応時間等を示すとともに、県に報告し、都道府県等、受診・相談センター、 地域の医療機関に対して、予め自院での受入れ対象患者や対応時間等を示した 上で、その範囲で、患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検 査を受け入れること。

### (4) 指定期間

- ア 令和2年10月27日までに調査票を提出した場合 原則として、受診体制が整った日(※)から令和3年3月31日まで ※ 9月15日以降
- イ 令和2年10月28日以降に調査票を提出した場合 原則として、提出日から令和3年3月31日まで
- (5) 指定

診療・検査医療機関の当面(10月中)の目標指定数:約220

### 3 報告事項について

指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS) 及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) の必要な情報の入力が必要となる。

- 4 参考(インフルエンザ流行ピーク時の検査体制等)
- (1) ピーク時の検査需要数:約4,500件/日
- (2)検査需要への対応方法
  - 行政検査(県:約200件、宮崎市:144件)
  - ・抗原検査キット(約2,000件)
  - ·民間検査機関(約2,000件)
  - ・検査のできる医療機関(約250件)

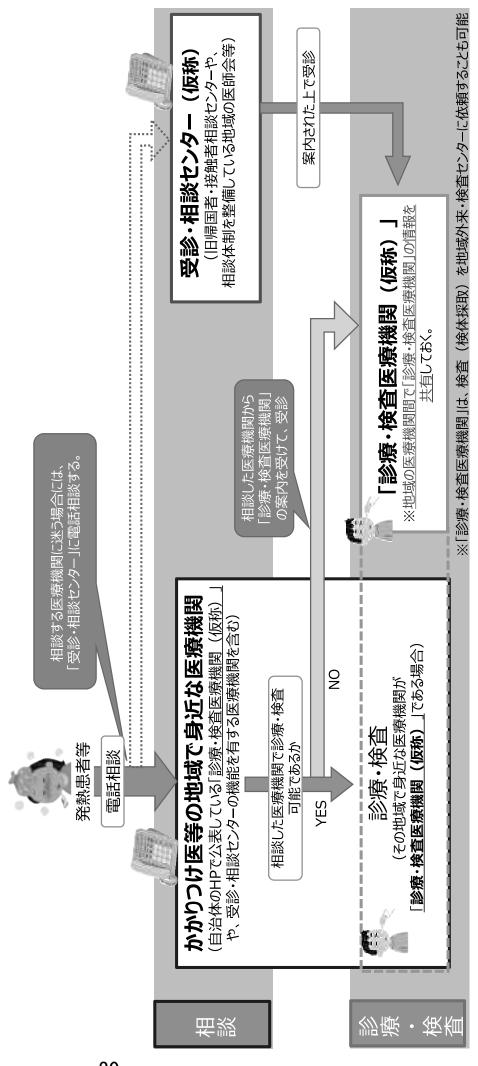
## 発熱等の症状のある方の相談・受診の流れ

<住民に対して周知すること>

- 発熱等の症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に、電話相談すること。
- 相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター」に相談すること。

<都道府県等や地域の医療関係者で整備すること>

- 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、「**診療・検査医療機関」とその対応時間等を、地域の** 医療機関や「受診・相談センター」間で随時、情報共有しておくこと。
- その上で、地域の医師会等とも協議・合意の上、「**診療・検査医療機関」を公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機 関と対応可能時間等を公表する**等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じること。



### 1. 基本的な考え方

- (1) 感染リスクはゼロにならないことを前提 (コロナとともに生きていく) に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。
- (2) 県内で圏域(二次医療圏単位(※1))ごとに、新規感染者などを目安にして、設定する3つの圏域区分への該当性を判断して対応を示し(宮崎県独自)、県民に速やかな行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。
- ※1 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域、④西都市・児湯郡圏域、 ⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域
- ※2 圏域ごとの状況は、迅速に県HPで公表
- 2. 圏域ごとの感染状況と対応例

圏域ごとの感染状況の区分		対応例			
区分	一例	県民の方の 圏域内の外出	県主催のイベント等 (※3)	県有の公の施設	
(緑)感染未確認圏域	・感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期 間が終了し、新たな感染者が出ていない	○原則、自粛なし	○実施(別紙)	○開館	
(黄)新規感染者が 限定的な圏域	・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に (過去のクラスター発 生施設等に注意)			
(赤)感染状況が 厳しい圏域	・新規感染者の増加(直近1週間) ・感染経路不明の例が続発(直近1週間) ・感染集団(クラスター)の発生	○原則、自粛	○原則、中止又は延 期	○原則、閉館又は 利用制限	

※3 入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する。実施等する場合、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加に注意。実施等に当たり、感染対策の工夫などについて県福祉保健部が相談に応じる。

### 3. 全県下の感染状況と対応例

県が感染拡大緊急警報又は緊急事態宣言の発出を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする(意見を聞く協議会の開催等の一つの目安は直近1週間の新規感染者28人(人口10万人あたり2.5人)以前)。

### 3-1 感染拡大緊急警報

緊急事態宣言の発出段階にはないが、特定の圏域において感染が続発する場合等に発令し、最大級の警戒をもって 徹底的な封じ込めのための措置を実施する。

感染状况		対応例	
感染拡大の場合	特定圏域における ・新規感染者の急増(直近1週間) ・濃厚接触者等の急増(直近1週間) ・感染経路不明の例が続発(直近1週間) ・クラスターの発生	・積極的疫学調査(徹底的なPCR検査) ・「対策徹底要請」 ・「うつらない」「うつさない」ための行動変容の お願い	

### 3-2 緊急事態宣言

感染状況	対応例
更なる感染拡大の場合 県全域における ・新規感染者の急増(直近1週間) ・感染経路不明の例の急増(直近1週間) ・クラスターの続発 ・入院病床稼働率の逼迫 等 (※4)	県独自の緊急事態宣言を発出し、圏域区分(赤)の対応及びその他の必要な対応を県下全域で実施

### 4. 警報レベル

### (1) 県内について

表示	警報発表目安	対応例
レベル0 (持続的な警戒	感染者のすべての濃厚接触者の健康観察期が終了し、新たな感染者が出ていない(全の圏域が(緑)圏域)	
レベル1 (警報)	新規感染者が一定に収まっている((黄)域が2つまで)	圏 圏域ごとに、(緑)圏域の対応、(黄)圏域 の対応
レベル 2 (特別警報)	①新規感染者の増加、感染経路不明の例が続発 (直近1週間)、②感染集団(クラスター)の 生((黄)圏域が3つ以上、または(赤)圏域 1つ)	
レベル3(感染拡大緊急警	特定の圏域において、①新規感染者又は感 経路不明の例の急増(直近1週間)、②ク スターの発生	<ul><li>■・「対策徹底要請」</li></ul>
レベル4 (緊急事態宣言	県全域において、①新規感染者又は感染経 不明の例の急増(直近1週間)、②クラス ターの続発、③入院病床稼働率の逼迫	

※警報レベルは県庁ホームページのトップページで、圏域毎の感染状況は県ホームページ(新型コロナウイルス感染症対策特設サイト)にて表示する。

### (2) 県外について

①感染注意地域(目安として、当該都道府県等において、直近1週間の新規感染者数が10万人 あたり2.5人を超えた地域):訪問する方は、感染防止に十分な注意を要請

②感染流行地域(目安として、当該都道府県等において、外出自粛要請などの対応が採られた地域 又は、直近1週間の新規感染者数が目安として10万人あたり5人を超えた地域):往来について は、その必要性を十分に判断の上、慎重な行動を要請

※これらの地域表示に加え、必要に応じて、一定の都道府県等について、県民の方への往来自粛、 県外の方への来県自粛を要請

### 5. 持続的な警戒態勢

- ・全ての事業者に対して、県が先行的に独自に示したガイドライン(改訂版)や業界の全国組織が示した業種別ガイドラインを参考に、ガイドラインを作成・実践することを要請する。
- ・各施設・事業所で感染者が確認された場合、再発防止策の検証・徹底を要請する。
- ・クラスター発生施設等(接待を伴う飲食店、ライブハウス、カラオケ等)の場合は、その感染状況 に応じて、必要な範囲で同業種施設も含め営業自粛等を要請する(詳細は県と協議)。
- ・県民に、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用を促進する。
- ・高齢者、未就学児、障がい者(児)等が利用する社会福祉施設等(通所・短期入所等に限る)において、利用者及び職員に感染者が確認された場合、当該施設等に営業自粛等を要請する(詳細は県 と協議)。

### 6 その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、県の方針を踏まえた対応を要請する。

### 7. 適用

令和2年8月31日付け宮崎県対応方針を改正し、令和2月10月14日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

### 緊急小口資金·総合支援資金 (生活費)

資料 4

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナ感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ特例貸付を実施しています。(本年12月末まで申込受付)

### **緊急小口資金**(一時的な資金が必要な方 [主に休業された方]) -

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少が あり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

30 り、 ※ ボバ・ノ 『呼呼ん士音』をはせいたのの負担を必要とする世帯 ※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

貸付上限額 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内

その他の場合、10万円以内

据置期間 1年以内

償還期限 2年以内 **貸付利子・保証人** 無利子・不要

### ■ 総合支援資金(生活の立て直しが必要な方 [主に失業された方等])

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により

生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

貸付上限額 (2人以上)月20万円以内

(単身) 月15万円以内 (貸付期間:原則3月以内)

据置期間 1年以内 ※ 自立相談支援機関による支援を受ける場合に、3か月の延長が可能です。

**償還期限** 10年以内 **貸付利子・保証人** 無利子・不要

※1 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

※2まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月貸し付けることで対応。(原則最大80万円)

※3 総合支援資金については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって貸付を行います。

### 申込み 市区町市社会活社協議会 送付 設道府県 対会基社協議会 貸付決定・送金

### 〇貸付決定件数・金額実績(3月25日~10月16日)

		緊急小口資金	総合支援資金	合 計
件	数	5,564件	3,090件	8,654件
金	額	1,004,960千円	1, 979, 160千円	2, 984, 120千円

### Ⅱ 県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

教育委員会

### 1 これまでの主な経過

3月 2日~春休み前日 県内一斉臨時休業(全国一斉臨時休業の要請)

4月21日~5月24日 県内一斉臨時休業(政府の緊急事態宣言全国拡大)

7月27日~夏休み前日 西都市・児湯郡圏域臨時休業 (学校の一部)

8月 3日~夏休み前日 延岡市・西臼杵郡圏域臨時休業 (学校の一部)

### 2 これまでの主な対応

(1) 宮崎県立学校における新しい生活様式の実践 地域の感染状況や学校の実態に応じた感染症予防対策を実施 (家庭と連携した検温、マスク着用、こまめな換気、身体的距離の確保等)

(2) GIGAスクール構想の加速による学びの保障

臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境の整備

- ① 当初の計画を前倒して、「3人1台・1人1台」端末整備の実現
- ② 全県立学校の校内LANの高速大容量化
- ③ 教室等のICT環境を整備 (壁掛けプロジェクタ、大型液晶ディスプレイ等)

### (3) 施設改修等

- 県立学校等におけるトイレの洋式化(県立高校等:4月時点25.2% → 9月補正後見込45.9%)
- 県立高校等の手洗いの自動水栓化
- みなみのかぜ支援学校高等部教室棟の増築(設計)
- 校外実習機会の減少対応のための産業教育実習環境の整備
- 特別支援学校スクールバスの増便

### (4) その他

- 授業時数確保のため、行事等の見直しや夏季休業期間の短縮 (県立学校:全体平均、8日程度短縮)
- 宮崎県高等学校(中学校)特別スポーツ大会2020の実施 (10月23日時点:高校22競技、中学校19競技)
- スクール・サポート・スタッフ等学習保障等に必要な人的体制の強化
- 教職員に対する一部の研修等をオンラインで実施
- 県立高校入試出題範囲の縮小

### 3 今後の対応等

ウィズコロナ、アフターコロナ時代における県立学校の新しい学びの形を 模索し、実践していく必要がある。

### 【参考】

### 令和2年度 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に伴う補正内容

### ○4月補正

- 第 県立学校等感染症対策事業
- 新「GIGAスクール構想」早期実現のための支援事業
- ・ 新 特別支援学校新型コロナウイルス感染症対策事業
- ・ め 学校会計年度任用職員・学校医等の配置に要する経費

### ○5月専決

- 新 県立学校ICT環境充実緊急整備事業
- 第 実習設備等緊急整備事業

### ○6月補正

- · 新 県立学校等衛生環境改善事業
- ・ 新 みやざき農水産就業緊急対策事業
- ・ 新 学びを支える学習システム構築事業
- ・ 特別支援学校スクールバス感染症対策事業
- スクール・サポート・スタッフ配置事業
- ・ 新 学校臨時休業に伴う学校給食支援事業

### 〇6月追加補正

・ 新 高校総体等の代替大会開催支援事業

### ○7月補正

- 新 ICT活用教育推進のための調査研究事業
- 県立学校等感染症対策事業
- 一般運営費(高等学校・特別支援学校)
- ・ 新 県立学校「学びの保障」環境整備事業
- 衛 産業教育実習環境整備事業
- 新 特別支援学校教育環境整備事業
- 学習保障等に必要な人的体制の強化

### ○9月補正

- 県立学校等衛生環境改善事業
- 新文化施設等の衛生環境改善事業